

物価高騰対策

市民のみなさん
を支援します!

1 物価高騰の影響を緩和するための「生活者支援」

1 省エネ家電の購入を補助します

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている家庭の電気料金の負担軽減を図るため、省エネ性能の高い家電製品の購入費に対し、補助金を交付します。

【令和5年7月1日～12月28日までに、市内に本社・本店を置く店舗で市民が購入した省エネルギー基準達成率100%以上の製品の購入費が対象。本体価格（税抜き）の1/2を補助します。】

補助対象製品
及び補助内容

- ・エアコン … 上限 50,000 円まで
 - ・冷蔵庫・テレビ … 上限 30,000 円まで
 - ・ジャー炊飯器・電子レンジ … 上限 20,000 円まで
 - ・LED 照明器具（LED 電球を含む） … 上限 10,000 円まで
- ※各製品1台ずつ（LED 照明器具については複数購入可）
※1,000 円未満切捨て

このマークが目印!



緑色のマークが対象です。
※オレンジ色のマークは対象外。
(省エネルギー基準達成率100%以上の製品であること)

申請期間

7月3日(月)～12月28日(木)
土日祝を除く 9:00～16:00

申請場所

市役所3階 生活環境課 ☎21-1134

必要書類

- ①補助金交付申請書
- ②誓約書
- ③領収書（レシート不可）と代金の内訳がわかるもの
※購入日・購入店・購入者・製品名・本体価格（税抜き）が表示されている書類
- ④型番・製品番号がわかるメーカー発行の保証書の写し
※③④の内容が1枚で分かるものであれば1枚でも可
- ⑤市税等の完納が証明できる書類（世帯主の納税証明書）
- ⑥請求書
※①②⑥の様式は、市ホームページでダウンロードできます。

申請方法

- (1) 対象製品を確認のうえ購入
- (2) 申請書を市役所3階の生活環境課へ提出（持ち込み可）
または、郵送で申請書を送付します。
申請は1世帯につき1回限りです。
対象製品を複数購入した場合はまとめて申請してください。
- (3) 申請された書類を審査し、補助金額確定の決定通知書をお送りします。
- (4) 申請後、支払までにおよそ1～2か月程度かかります。

省エネ型製品
情報サイトで
確認▶



申請方法、
店舗一覧など
詳細はこちら▶



【注意事項】

- ・購入者が申請日時点で別府市民であること。
- ・郵送分は消印日が受付日となります。
- ・申請書などに不備がある場合は、書類がそろった日が受付日となります。
- ・予算の上限に達し次第、予定より早期に受付を終了する場合があります。(先着順)
※予算の残額は市ホームページで確認できます。
※受付終了日において予算を上回った場合は、厳正なる抽選にて交付決定します。

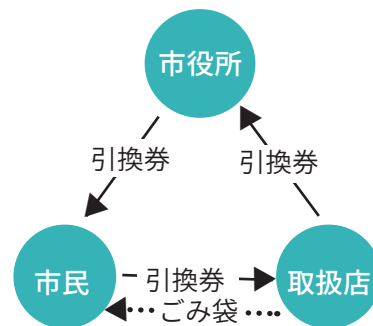
1 物価高騰の影響を緩和するための「生活者支援」

2 指定ごみ袋を無料でお配りします

☎ 生活環境課（専用ダイヤル）
☎ 21-3613

物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担軽減を図るため、指定ごみ袋を配布することにより市民の生活を支援します。

対象者	別府市内の全世帯（約 62,100 世帯）
配布物	指定ごみ袋（可燃物・大）3 セット（30 枚）の引換券 引換券は 8 月より順次発送
引換期間	8 月 1 日（火）～ 11 月 30 日（木）
引換場所	本事業に協力する指定ごみ袋取扱店



3 学校給食の食材費高騰分を市が補助します

物価高騰の影響を受けている保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、給食費を値上げすることなく、子どもの成長に必要な栄養バランスや量が維持された給食が提供されるよう、食材費高騰分を市が負担します。
※保護者のみなさんへの直接補助ではありません。

補助単価 小学校 500 円 / 月 1 人あたり 中学校 530 円 / 月 1 人あたり

対象期間 7 月分～令和 6 年 3 月分（8 月分は除く）

☎ 教育政策課 ☎ 21-1573

2 物価高騰の影響を緩和するための「事業者支援」

1 食材費の負担軽減事業

☎ 高齢者福祉課 ☎ 21-1442

食料品価格高騰の影響を受けている高齢者配食サービス事業者の負担軽減を図るため、食材費高騰相当額を市が負担します。

補助単価 200 円 / 1 食 配食数見込み 65,000 食

2 燃料費の負担軽減事業

☎ 政策企画課 ☎ 21-1122

エネルギー価格高騰の影響を受けている地域公共交通事業者の負担軽減を図るため、燃料費高騰相当額に対し、補助金を交付します。

対象者 乗合バス・貸切バス・タクシー事業者 対象期間 4 月～9 月

補助対象 燃料費高騰額（燃料費の県内市場価格と過去 3 年平均の差額）

補助率 乗合バス・タクシー事業者 補助対象経費の 4 分の 1

貸切バス事業者 15 万円 / 台（事業者当たり上限 100 万円）

3 電気代等の負担軽減事業

物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等の運営継続を図るため、電気代や食材費高騰分に対し、一部を助成する予定です。（事業実施主体：大分県）

対象者 社会福祉施設（高齢者・介護・障害者・児童福祉〈保育所・こども園・幼稚園など〉施設など）

☎ 高齢者福祉課 ☎ 21-1442 ☎ 障害福祉課 ☎ 21-1413

☎ 介護保健課 ☎ 21-1463 ☎ 子育て支援課 ☎ 21-1427